

受 令和5年11月21日
付 午前・午後 2時4/分

一般質問（代表 個人） 通告書

令和5年11月 21日

尾張旭市議会議長 殿

氏名 片瀬 卓三

尾張旭市議会会議規則第50条第1項の規定により12月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 3 件

2 質問方法

	1回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとの一問一答
<input checked="" type="radio"/>	1回目から 質問事項（大項目）ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 No. <u>1</u>	被災者を伴走支援する災害ケースマネジメントについて
要 旨	<p>被災者が抱える住まいや生活上の不安といった多様な課題に対し、伴走型で支援する「災害ケースマネジメント」と呼ばれる取組が全国の自治体で加速しております。政府は5月末、国や自治体の災害対応の基礎となる防災基本計画を修正。初めて災害ケースマネジメントの整備促進を明記いたしました。内閣府は自治体側に体制づくりを呼び掛けております。被災経験の少ない自治体にも取組が広がることを期待いたします。以下、お伺いいたします。</p> <p>(1) 本市における「災害ケースマネジメント」の取組について</p> <p>(2) 災害ケースマネジメント実施の手引について</p> <p>(3) 本市の今後の「災害ケースマネジメント」の取組について</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. <u>2</u>	手話言語条例等制定について
要 旨	<p>話して伝える音声言語と同様に豊かな表現を持つ手話であります。その普及をめざす手話言語条例等が500を超える自治体に広がっております。これにより、各自治体で手話通訳者の活動の場を増やしたり、手話講座を開催するなどの取組が進んでおります。以下、お伺いいたします。</p> <p>(1) 本市での手話普及の取組について</p> <p>(2) 手話言語条例等制定の見解について</p>

※ 申し合わせ事項に留意する

